

平成 23 年 1 月 28 日  
情報通信審議会 情報通信技術分科会  
移動通信システム委員会

「920MHz 帯電子タグシステム等に関する技術的条件」についての  
関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会移動通信システム委員会では、「920MHz 帯電子タグシステム等に関する技術的条件」について、平成 23 年 2 月から審議を開始する予定です。

ついては、平成 23 年 2 月 21 日（月）開催予定の同委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしますので、希望する者は下記 2～5 の要領により申し出てください。

記

1 審議の背景等

950MHz 帯電子タグシステム等（パッシブタグシステム及びアクティブ系小電力無線システム）については、現在、950～958MHz の周波数帯が割り当てられていますが、平成 22 年 11 月 30 日に公表された「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」の取りまとめにおいて、900MHz 帯における周波数再編の基本方針として、欧米での割当て状況を踏まえ、国際競争力強化の観点から 915～928MHz（以下「920MHz 帯」という。）に移行するとされたところです。

このような状況を踏まえ、920MHz 帯電子タグシステム等の導入が可能となるよう、情報通信審議会情報通信技術分科会移動通信システム委員会（主査：安藤 真 東京工業大学大学院教授）において、「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」（平成 14 年 9 月 30 日情報通信審議会諮問第 2009 号）のうち「920MHz 帯電子タグシステム等に関する技術的条件」の審議を行うものです。

2 意見陳述を行える関係者

920MHz 帯電子タグシステム等に関する技術的条件について、学識経験又は知見を有する者とし（国籍を問わない）。

3 意見陳述の方法

意見陳述は、平成 23 年 2 月 21 日（月）開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会移動通信システム委員会において日本語で行うこととします。なお、都合により当日の意見陳述が困難な場合には、文書（日本語に限ります。）による意見の提出も可能です。

#### 4 意見陳述のために必要な手続

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名（法人又は団体（以下「法人等」という。）の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。）、職業（法人等の場合は記載を要しない。）及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX又はE-mailにより平成23年2月17日（木）18時（必着）までに下記5の提出先に提出してください。審議時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。

#### 5 内容の問い合わせ先及び意見の提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

担当：竹村課長補佐、和田係長、服部官

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話：03-5253-5896

FAX：03-5253-5946（電話連絡後、送付願います。）

E-mail：tag-920\_atmark\_ml.soumu.go.jp

（スパムメール防止のため、「\_atmark\_」を@に直して入力して下さい。）

#### 連絡先

総合通信基盤局 電波部 移動通信課

担当：竹村課長補佐、和田係長、服部官

電話：03-5253-5896(直通)

03-5253-6111(代表)

FAX：03-5253-5946

E-mail：tag-920\_atmark\_ml.soumu.go.jp

（スパムメールを防止するため、@を「\_atmark\_」と表示しております。メールを送られる際には、「\_atmark\_」を@に直して入力して下さい。）